指定給水装置工事事業者のみなさまへ

岩手中部水道企業団より大切なお知らせ

令和元年10月１日 より
指定給水装置工事事業者は５年ごとの更新が必要になります。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日から施行されました。

●指定の有効期間が従来の無期限から５年間となります。

※旧市町から継続の指定店は、岩手中部水道企業団に合併した日のH26.4.1が指定を受けた日になるので、令和6年9月29日（5年間）が初回更新までの有効期間になります。また、合併後から令和元年9月30日以前に新規で指定を受けた指定店も同様となります。（下表参照⑤）
※令和元年10月1日以降に指定を受けた指定店の有効期間は、指定を受けた日から起算して5年となります。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
①H10.4.1～H11.3.31	R元年9月30日～R2年9月29日（1年）
②H11.4.1～H15.3.31	R元年9月30日～R3年9月29日（2年）
③H15.4.1～H19.3.31	R元年9月30日～R4年9月29日（3年）
④H19.4.1～H25.3.31	R元年9月30日～R5年9月29日（4年）
⑤H25.4.1～ R元.9.30	R元年9月30日～R6年9月29日（5年）

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、郵送で通知をします。（※通知前の更新に伴う申請は受付しません）
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

※期間内に更新されなければ失効となりますのでご注意ください。

●指定更新の要件は水道法第25条の3（指定の基準）を準用し、下記の確認を行います。
①給水装置主任技術者の選任
②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類等
・申請書（様式第1）
・誓約書（様式第2）
・機械器具調書（別表、写真）
・定款及び登記事項証明書（法人）
　又は住民票（個人）
・選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証の写し）
・更新手数料　11，000円

◎指定更新申請時に４項目の確認を行います
※事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施行規則第36条）に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認
ⅰ.指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
ⅱ.指定給水装置工事事業者の業務内容
（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
ⅲ.給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
ⅳ.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎４項目確認資料
・講習会の受講修了証等
・外部研修の受講実施履歴等
　※自社内研修は不要
・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合せは
岩手中部水道企業団　給配水課給水係　TEL：0198-29-5377